

申 請

平成23年5月24日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人 殿

福島県知事

佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に
基づく平成23年4月8日付け指示に関し提出した平成23年4月8日付け申
請中別紙3（解除後の出荷管理）を別紙のとおり変更する。

<参考>

主な変更点

解除後の出荷管理

④酪農家及び乳業への指導

- 出荷制限地域から会津地域へ移動した牛から産出する原乳の扱いについて、一定の条件を満たす場合にあっては、出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した乳用牛からの原乳の出荷を認めることとした。

解除後の出荷管理

(1) 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。

(2) 福島県での取組

会津地域を解除した後も会津地域の原乳を、会津中央乳業の受入タンクに集めたもの及び角田ミルクプラントのものを定期的に検査するとともに、会津地域以外の地域の原乳の出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。

① 会津での定期的な検査

○ 定期検査時の原乳の取扱い

約1週間ごとに定期的に検査を実施する。

その際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまで留め置く。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認の後、製品の製造を開始する。

○ 検査の結果規制値を上回った場合

留め置いている原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷規制の要否が判断されるまで原乳の出荷を自粛する。

② 会津中央乳業での対応

○ 受入乳量等の県への報告

会津中央乳業は原乳の受入を行う際、原乳の集荷を行う全農福島県本部及び福島県酪農協から、毎回酪農家名と出荷数量の提出を受け、それを毎回県に提出する。

また、県外産原乳を受け入れる場合は、出荷制限地域以外の原乳に限る。

○ 受け入れた原乳が会津中央乳業ですべて処理できない場合

会津中央乳業が一旦全ての原乳を受け入れた後、受入原乳の一部を処理できない場合は、県が指示する乳業工場に出荷する。

なお、脱脂粉乳を解除後はじめて製造する場合は、出荷する前に乳業メーカーが乳製品の検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

③ 角田ミルクプラントでの対応

○ 生乳処理量等の県への報告

角田ミルクプラントは原乳の処理量及び生産された原乳がすべて同工場で処理されていることを毎日県に提出する。

また、県外産原乳を受け入れる場合は、出荷制限地域以外の原乳に限る。

④ 酪農家及び乳業への指導

○ 会津地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

会津地域以外の酪農家に対して、原乳廃棄を引き続き周知するとともに、集乳を行っていないことと原乳の廃棄を行っていることを農協が県に報告する。

○ 出荷制限地域から会津地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が会津地域の酪農家が県内他地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう会津地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

ただし、以下の a 及び b を満たす場合にあっては、出荷制限地域から会津地域へ移動した搾乳牛からの原乳の出荷を認めることとし、認める場合には県がその旨を公表する。

a 約 1 週間ごとに、移動前の牛から搾乳した原乳を合乳したもの（又は県内の出荷制限解除地域に移動させた後の牛から搾乳した原乳を合乳したもの）について、それぞれの合乳単位で検査を行い、3 回連続して暫定規制値（放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg）以下となること

b a の検査の際に同時に原乳を採取した搾乳牛から出荷される原乳はすべて、事前に県と協議した特定の C S 等へ出荷すること

なお、初妊牛及び乾乳牛を出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動させ分娩後に原乳の出荷を行う場合には、出荷する特定の C S 等を事前に県と協議し、移動した農場で移動前の農場単位で最初に分娩した移動牛から生産された原乳が 3 回連続して暫定規制値（放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg）以下であることを県に報告した上で、移動牛の原乳の出荷を開始する。

○ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、会津地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、会津中央乳業以外の県内乳業は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

⑤ 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で連絡会議を立ち上げ、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、消費者、流通業者に対しても適時・的確に情報を提供する。その際、乳業各社は HP 等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。